

人孔蓋嵩整理工(事後切断のみ) 特記仕様書

第1条 総 則

1. 1 目 的

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する舗装工事において、特に幹線道路で本工法を適用し、施工途中におけるマンホール等と路面との段差を解消することによる騒音・振動の解消及び工事による交通渋滞による社会的損失の軽減を図ることを目的とする。

1. 2 適用範囲

本特記仕様書は、幹線道路の舗装工事における人孔蓋嵩整理工法に関する一般事項を示すものである。

本特記仕様書に定めるもの以外は、設計図書、土木工事標準仕様書、舗装設計施工指針、舗装施工便覧及び舗装の構造に関する技術基準・同解説を適用する。

なお、本特記仕様書の適用に当たり疑義が生じた場合には、監督職員と別途協議するものとする。

第2条 人孔蓋嵩整理

2. 1 一般事項

- (1) 工事に使用する器材・材料等に関しては事前に監督員の承諾を得ること。
- (2) カッター切断に関しては円形カッターにより施工するものとする。
- (3) 施工径については設計図書に定める径で施工するものとする。

2. 2 施工方法

幹線道路における人孔の嵩調整の施工において、舗装版破碎時に仮蓋を設置し、舗装工事完了後に円形カッターによる舗装切断を行い、舗装・仮蓋を撤去し、人孔蓋枠を舗装面に合わせ嵩調整し復旧する。

第3条 その他

撤去材料の再使用にあたっては、監督員の確認の上で施工すること。

人孔蓋等の構造については、別添参考図を参照すること。

その他、記載なき事項については、監督員の指示に従うこと。

以上